

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第15期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
【会社名】	株式会社ビーマップ
【英訳名】	BeMap, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉野文則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田二丁目12番5号
【電話番号】	03(5297)2181
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大谷英也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田二丁目12番5号
【電話番号】	03(5297)2181
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大谷英也
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高 (千円)	1,012,098	911,882	675,120	1,008,499	—
経常損失 (千円)	72,419	59,941	179,162	67,649	—
当期純損失 (千円)	257,035	55,507	184,434	85,878	—
包括利益 (千円)	—	—	△184,434	△85,878	—
純資産額 (千円)	1,092,380	1,022,018	837,584	—	—
総資産額 (千円)	1,186,035	1,129,061	925,342	—	—
1株当たり純資産額 (円)	33,568.84	31,839.58	26,093.79	—	—
1株当たり当期純損失 (円)	8,007.59	1,729.27	5,745.79	2,675.44	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	90.9	90.5	90.5	—	—
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	58,490	△113,034	△26,364	△55,422	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△305,713	△77,669	△25,946	△1,876	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	536,352	345,648	293,337	236,038	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	56 (2)	47 (1)	47 (7)	— (—)	— (—)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第11期から第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び自己資本利益率並びに株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

3 第14期においては連結貸借対照表を作成していないため、総資産額・純資産額・1株当たり純資産額・自己資本比率及び従業員数を記載しておりません。また、現金及び現金同等物の期末残高は、個別財務諸表に基づいて記載しております。

4 第15期においては連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高 (千円)	737,543	835,959	675,120	1,008,460	1,273,871
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△46,539	△23,734	△159,924	△51,696	77,987
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△440,938	△45,483	△190,674	△70,971	56,969
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,854,247	1,854,247	1,854,247	1,854,247	1,854,247
発行済株式総数 (株)	32,108	32,108	32,108	32,108	32,108
純資産額 (千円)	1,064,447	1,018,964	828,289	757,317	814,287
総資産額 (千円)	1,139,792	1,126,260	915,282	861,244	1,215,946
1株当たり純資産額 (円)	33,161.38	31,744.42	25,804.21	23,593.18	25,368.00
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△13,736.84	△1,416.96	△5,940.20	△2,211.03	1,774.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	93.4	90.5	90.5	87.9	67.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	7.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	60.12
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△31,422
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	36,972
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	241,589
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	39 (2)	47 (1)	47 (7)	54 (6)	54 (4)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第11期から第14期の持分法を適用した場合の投資利益については、連結財務諸表を作成していたため記載しておりません。第15期の持分法を適用した場合の投資利益については、対象となる持分法適用会社が存在しないため記載しておりません。

3 第11期から第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び自己資本利益率並びに株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

4 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、記載を省略しております。

5 第14期まで連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第14期までの営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

## 2 【沿革】

当社は、日本油脂株式会社の子会社である株式会社ランワールドより設立と同時に営業を譲り受け、同社で蓄積したノウハウを核として現在まで事業を展開しております。

年月	概要
平成10年9月	コンピューターソフトウェアの企画、設計、制作、販売を目的に、東京都北区王子に株式会社ビーマップを設立。
平成10年9月	交通関連(「JRトラベルナビゲータ」)・位置情報インフラ提供(「いまどこサービス」)を開始。
平成10年12月	「JRトラベルナビゲータ」パッケージソフトを販売。
平成11年7月	本社を東京都北区豊島に移転。
平成11年11月	位置情報インフラ提供(「PHS位置情報DLL」)の販売開始。
平成12年6月	本社を東京都北区王子に移転。
平成13年3月	次世代インフラ分野に係るプロジェクト遂行のため、株式会社メガチップスと資本提携。
平成14年1月	株式会社大阪証券取引所 ナスダック・ジャパン市場(現JASDAQ)に株式を上場。
平成15年8月	株式会社シールトロニック・テクノロジーと資本提携。
平成15年10月	米国Acceris Communications Technologies, Inc.の持つVoIP技術の特許権の日本での独占使用权及び東南アジア地域での使用权を使用した事業について基本合意書を締結。
平成15年11月	株式会社アクセリスコミュニケーションズジャパンを設立。(平成19年3月清算終了)
平成16年4月	インターネットを活用した位置情報連携地図活用サービス「b-walker」発売開始。
平成16年8月	株式会社Accessと、無線LAN、非接触ICカード、近距離無線分野において業務提携。
平成17年7月	本社を東京都文京区白山に移転。
平成17年7月	株式会社フレームワークスタジオの連結子会社化。
平成17年9月	オックスホールディングス株式会社と業務・資本提携(平成18年6月解消)。
平成17年10月	連結子会社、株式会社Be plusを設立。
平成18年1月	株式会社アイ・オー・データ機器、株式会社プロジェクトとの共同出資により株式会社エム・データ設立。
平成18年5月	テレビ情報検索システム「Meta TV」サービス開始。
平成18年11月	フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社の連結子会社化。
平成19年1月	株式会社インフォエックスの連結子会社化。
平成21年1月	連結子会社、株式会社Be plusを事業休止。
平成21年10月	フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社の全株式譲渡により、連結子会社から除外。
平成21年12月	株式会社インフォエックスの全株式譲渡により、連結子会社から除外。
平成22年8月	株式会社Be plusの全株式譲渡により、連結子会社から除外。
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場統合に伴い大阪証券取引所JASDAQ(グロース)への市場変更。
平成23年5月	古地図復元サービス事業「今昔散歩」の開始。
平成24年3月	株式会社フレームワークスタジオの全株式譲渡により、連結子会社から除外。
平成25年3月	事業所を東京都千代田区内神田に移転。(平成25年6月本店を東京都千代田区内神田に移転)

### 3 【事業の内容】

#### (1) 当社事業の位置付け

当社は、多種多様なモバイル端末へソフトとサービスの提供をすることを事業ドメインとしております。

当社は、利用者が自宅から駅などを経由して勤務先などの外出先に移動する動線に着目し、その際に利用する鉄道などの社会インフラと携帯電話等の情報端末とを結びつけ、利便性を向上させる仕組み・サービスを企画し開発・提供しております。また、通勤・通学手段としての鉄道会社、コンビニ・レストラン等を通して無線LANスポットの構築やコンテンツ配信を行うなどの仕組み・サービスも企画し開発・提供しております。

#### (2) セグメント別事業内容

当社は、コンテンツインフラ及びそれを活用したコンテンツの企画・開発・運営・販売から構成されるモバイルシステムインテグレーション事業を行っております。

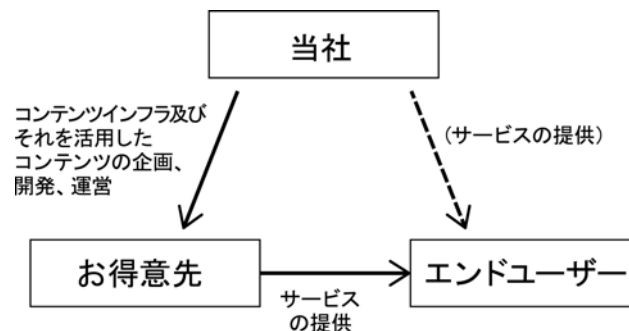
当社の各部門における事業内容は次のとおりであります。各部門は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

セグメント	内容
ナビゲーション事業	交通関連、移動体向けのインフラ提供事業
モニタリング事業	画像配信システム事業
クロスメディア事業	無線LAN事業、メタデータ・TV関連

また当社は、上記システムインテグレーションによるクライアントからの収益を、受託開発の対価のみでなく、コンテンツの内容及び仕様決定による「企画収入」、プログラム開発による「開発収入」、データ更新及びサーバー・ネットワークの保守・管理による「運用収入」、経路探索エンジンの使用による「ライセンス収入」等の、様々な付加価値提供により獲得しています。

#### (3) 事業系統図

当社の事業系統図は次の通りであります。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
54(4)	40.9	6.3	5,111,451

セグメントの名称	従業員数(人)
ナビゲーション事業	13 (2)
クロスメディア事業	31 (2)
モニタリング事業	5 (0)
全社(共通)	5 (0)
合計	54 (4)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。  
2 平均年間給与は、最近1年間に支給された従業員1人員当たりの本給、賞与及び基準外賃金の合計の12ヶ月相当額を算定しております。  
3 臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）におけるわが国の経済は、東日本大震災・タイ洪水などの影響から回復しつつあるなか、政府の経済政策や日銀の金融緩和による景気回復の期待が高まっているものの、欧州債務問題や新興国の成長鈍化等により、不透明感が漂っております。

こうした中、当社グループの属するモバイル業界においては、以前のフィーチャーフォンにおける課金ビジネスモデルが崩壊し、スマートフォンの急拡大により、新たなビジネスモデルの構築が求められております。当業界におけるプレーヤーの大幅な交代も進捗中です。

このような市場環境の中、当社は、スマートフォンの普及を受けた通信事業者・流通事業者等の活発な投資環境を受け、クロスメディア事業の無線LAN関係を中心に受注・売上を拡大しました。無線LANとの関わりは当社の他の事業分野にも及んでおります。この状況を受けて、受注確保に向けた体制整備を進め、損益分岐点を超える売上高を確保すべく活動してまいりました。

当社では、第1四半期においては前期大型案件の整理などにより遅れが生じましたが、第2四半期以降は、着実に案件を受注できる体制が整ったことで、連続して営業利益を確保することができ、第3四半期末においては累計でも営業黒字に浮上いたしました。第4四半期においては大型案件が相次ぎ、一定の利益を確保し、期初の計画を上回る数値を達成することができました。こうした環境下にて、当事業年度末に、事業所の移転を実施いたしました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、各事業分野の営業利益は、全社費用81,470千円を含まない額であります。

#### ①クロスメディア事業分野

クロスメディア事業においては、無線LAN・TVメタデータ等の、社会インフラ間のハブとなるシステム開発・サービス提供を行っております。

無線LAN関係の各種システム・サービスについては、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（NTTB P）との協力体制により、多くの無線LANスポット提供会社に対して事業展開を進めております。前事業年度以降、トラフィック増に対応するための通信キャリア等の設備投資が活発になっており、当社の受注環境に反映されました。当社では、当事業への経営資源集約を進め、受注・売上確保に努めました。

TVメタデータ関連の受注は伸び悩みました。

この結果、クロスメディア事業分野において、当事業年度の売上高は、838,302千円（前期比48.4%増）、セグメント利益（営業利益）93,747千円（前期比179.4%増）となりました。

#### ②ナビゲーション事業分野

ナビゲーション事業においては、鉄道など社会インフラ提供事業者向けのシステム開発・サービス提供を行っております。

交通経路探索「JRトラベルナビゲータ」につきましては、引き続き、株式会社ジェイアール東日本企画向けに、時刻・乗り換え案内システム等の提供を行っております。当社が関わっているJRトラベルナビゲータは、交通系コンテンツ無償化の流れと、スマートフォンへの移行の環境下におい

て、山手線トレインネットへの協力など新たな取り組みも行いましたが、当事業年度での利益は予定よりも低下いたしました。

古地図復元サービス「今昔散歩」、道路ナビ関係については、現状維持に留まりました。

この結果、ナビゲーション事業分野において、当事業年度の売上高は、246,546千円（前期比1.3%増）、セグメント利益（営業利益）49,760千円（前期比165.3%増）となりました。

### ③モニタリング事業分野

モニタリング事業においては、主に映像配信システムの提供を行っております。

当事業年度においては、大手飲食店チェーン向けの展開については、提供先の拡大により合計ではほぼ当初計画通りとなりました。また、新規顧客開拓や代理店経由でのASP提供については、駐車場向けが進展したほか、大手コンビニエンスストアチェーン・環境インフラ会社への初期導入といった新たな実績作りを行いました。

この結果、モニタリング事業分野において、当事業年度の売上高は、189,022千円（前期比5.5%減）、セグメント利益（営業利益）12,707千円（前期比140.0%増）となりました。

このような事業活動の結果、当事業年度の売上高は、1,273,871千円（前期比26.3%増）、営業利益は74,744千円（前期営業損失54,190千円）、経常利益は77,987千円（前期経常損失51,696千円）、当期純利益は56,969千円（前期純損失70,971千円）となりました。

## （2）キャッシュ・フローの状況

前事業年度においては、個別キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、前事業年度比較は記載しておりません。

当事業年度における現金及び現金同等物は241,589千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、支出した資金が31,422千円となりました。これは、税金等調整前当期純利益が69,250千円でありましたが、売上債権の増加315,041千円等の影響により資金が減少したものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、取得した資金が36,972千円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出34,389千円、敷金及び保証金の差入による支出24,607千円等があったものの、定期預金の払戻による収入100,000千円等の影響により、資金が増加したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、該当ありません。

### （参考）キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
自己資本比率（%）	93.4	90.5	90.5	87.9	67.0
時価ベースの自己資本比率（%）	—	—	—	—	281.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（%）	—	—	—	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ（%）	—	—	—	—	—

（注）1 いずれも個別ベースの財務数値により計算しております

2 当社は当事業年度より非連結での業績を開示しております。そのため、平成21年3月期～平成24年3月期の時価ベースの自己資本比率は記載しておりません。

3 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ナビゲーション事業	122,221	84.8
クロスメディア事業	637,804	144.0
モニタリング事業	121,400	90.7
合計	881,426	122.3

- (注) 1 金額は製造原価によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

#### ① 受注状況

当事業年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ナビゲーション事業	208,610	109.9
クロスメディア事業	1,231,685	187.6
モニタリング事業	187,634	93.3
合計	1,627,930	155.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### ② 受注残高

当事業年度の受注残高をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ナビゲーション事業	71,629	65.4
クロスメディア事業	502,832	459.4
モニタリング事業	44,648	97.0
合計	619,109	233.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ナビゲーション事業	246,546	101.3
クロスメディア事業	838,302	148.4
モニタリング事業	189,022	94.5
合計	1,273,871	126.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先名	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	469,837	46.6	780,713	61.3
株式会社ジェイアール東日本企画	205,334	20.4	238,409	18.7

### 3 【対処すべき課題】

当社の属するモバイル業界においては、ビジネス環境は常に進化し続けています。これは、既存サービスが成熟あるいは飽和を迎えると同時に、他社に先駆けて斬新なサービスを創出するチャンスでもあります。このような環境において、当社は収益力の維持・向上を図るため、魅力的なサービスの企画提案とその提供、新たな成長機会の追求、そして事業全体の効率化のさらなる推進を図るとともに、当社の最も重要なリソースである人材の育成・強化に努めます。その具体的取り組みとして、以下の四点を課題に掲げております。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### ①損益分岐点管理、その達成のための中期戦略

当社の経営成績は、当事業年度においては、第2四半期以降連続して四半期営業利益を計上し、通期としては過去最高の業績となりました。しかしながら、前事業年度までの過去10期間はいずれも当期純損失を計上し、会社法第461条第2項の計算による分配可能額は大きなマイナスとなっており、収益力を向上させこれを解消することが必要です。

当社としては、一定の利益を確保できるよう、事業管理方式を見直し、事業ごとの損益分岐点を見極め、それに見合った経費統制を含む案件管理・進捗管理を実施してまいります。顧客との関係や事業構造上、短期間で成果を上げることが困難なものについては、期限を定めて実現を図る所存です。

#### ②既存顧客への提案営業力の強化

当社は、社会的に重要なインフラを提供する顧客を抱えており、非常にユニークな立ち位置にあることを認識しております。これら既存顧客に対し、市場環境や、技術革新、新たなユーザーニーズを踏まえた提案を重ね、より深耕し受注を受け、またはパートナー企業と連携した共同事業の企画展開を図ることで、他社が容易に真似できない付加価値の高いサービスの実現を目指します。

### ③新規顧客からの案件獲得

既存顧客については、3月に受注・売上が集中する傾向があり、また、当社が提案を行いつつシステムの完成を図る案件プロセス上の特性により、利益率が低くなるケースがあります。

当社は安定した受注・売上と高い利益率を獲得する観点から、既存顧客への提案と開発を通じて得た資産とノウハウを新規顧客に展開していくことを、最重要の課題として取り組んでまいります。

### ④工程管理・工数管理の徹底を通じた品質・納期管理による収益性向上

提案営業により獲得した案件において、安定した利益を生み出すためには、技術力・品質管理スキルの向上が必須となります。そこで、営業、生産及び品質管理に関して各担当者が身に付けるべき技術力、及びそのプロセスを標準化すると共に、工数管理・工程（進捗）管理の徹底、効率的なテスト・出荷前検査などの実施を通して収益性を向上させるとともに、人材の強化に努めてまいります。

### 濫用的買収に対する買収防衛策について

当社株式に対する大量買付が行われた際に、大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために不当な買収に対する交渉を行うこと等を可能とすることで、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は「濫用的買収に対する買収防衛策」（以下「本プラン」といいます）を立案のうえ、平成19年6月21日開催の第9期定時株主総会に提出、承認されました。

本プランは、平成21年6月25日開催の第11期定時株主総会、平成23年6月22日開催の第13期定時株主総会、平成25年6月26日開催の第15期定時株主総会において、それぞれ、更新が承認されました。

#### (a) 本プランの概要

##### ア 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

##### イ 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）及び当該買付者等が買付等の際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれをビーマップ企業価値検討委員会に提供するものとします。ビーマップ企業価値検討委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

a 買付者等及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、買付者等

がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問わない)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます)の概要(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴、反社会的勢力(テロ関連組織を含む。以下同)との関連性の有無を含む)。

b 反社会的勢力に対する対処方針。

c 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。買付等の完了後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、買付等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書の提出も必要とします)。

d 買付等に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいう)を行うことに関する意思連絡を含む。以下同じ)の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容。

e 買付等の価額の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます)。

f 買付等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含む)。

g 買付等の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(買付等完了後における当社資産(当社業務に関連する知的財産権を含む)の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含む)その他買付等の完了後における当社及び当社グループの取引先・顧客、当社従業員及び当社グループの役員・従業員、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針。

h その他当社取締役会又はビーマップ企業価値検討委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な買付説明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日以内に書面により買付者等に対し要求した情報。

#### ウ 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがある時など、所定の要件を充足する場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます)を、その時点の全ての株主に対して、保有株式1株につき1個の割合で、無償で割当てることがあります。

#### エ 取締役会の恣意的判断を排するためのビーマップ企業価値評価委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、ビーマップ企業価値評価委員会規則に従い、当社経営陣から独立性の高い有識者から構成されるビーマップ企業価値評価委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、当初の独立委員会は、社外の有識者3名により構成される予定であります。

<ビーマップ企業価値評価委員(予定)>

福井達也氏（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士）

伊藤幸司氏（株式会社アイフリークモバイル 代表取締役）

吉田博高氏（株式会社虎の穴 代表取締役社長）

オ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の総額は理論的に変わりませんが、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(b) 本プランの合理性

ア 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

イ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。また、本プランには、有効期間を約2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者等から構成されるビーマップ企業価値検討委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

オ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

カ 第三者専門家の意見の取得

ビーマップ企業価値検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができることとされています。これにより、ビーマップ企業価値検討委員会による判断の公正さ・客観性

がより強く担保される仕組みとなっています。

#### キ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### ⑤会社の支配に関する基本方針

#### (a)基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる買収であっても、当社資産の効率的な活用につながり、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、何ら否定されるべきではないと考えます。また、会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、株主様とともに企業価値・株主利益の向上に全力で取り組むことを第一に考え、買収者から当社株式の大量取得の提案を受けた際には、大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために不当な買収に対する交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は濫用的買収に対する買収防衛策を導入することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### (b)基本方針を実現するための取組み

当社が導入した買収防衛策は、いわゆる「事前警告型」といわれる防衛策であります。当社株式に対する大規模買付行為への対応方針としては、当社株式に対して、大規模買付行為を行おうとする特定株主グループが、20%を超える当社株式等を保有する際に、「大規模買付ルール」の遵守を要請するものであります。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものであります。よって、大規模買付者が当該ルールを遵守する限りは、原則として当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置をとらないルールとなっております。

#### (c)上記の取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社の大規模買付ルールは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであります。

当社取締役会から独立した組織として「ビーマップ企業価値検討委員会」を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断時には取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっていること、本ルールの有効期間は2年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値については株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 4 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した経営成績及び財政状態に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、低減及び発生した場合の対応に努める方針であります。

また、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

##### ①分配可能額がマイナスであること

当社の経営成績は、当事業年度においては、第2四半期以降連続して四半期営業利益を計上し、通期としては過去最高の業績となりました。しかしながら、前事業年度までの過去10期間はいずれも当期純損失を計上し、会社法第461条第2項の計算による分配可能額は大きなマイナスとなっており、収益力を向上させこれを解消することが必要です。

当社としては今後、売上に結びつく提案営業力の強化、事業・プロジェクトの個別収益性管理と費用削減、人材強化に派生して上昇した間接コストの抑制に努めます。ただし、これらの取組みが短期間で十分な効果を上げるとは限りません。

##### ②特定の取引先への依存の解消

当事業年度において、売上高の大きい有力顧客上位2社が占める割合は80.0%（平成24年3月期は66.9%）と、依存度が非常に高い状況であります。各社とはすでに複数年にわたる安定的な取引をいただいておりますが、ビジネスの継続性が確保されているわけではありません。また、有力顧客において、そのニーズ飽和や景気変動などの原因で、当社への発注が急減する可能性があります。このため、顧客ニーズの深耕を通して、より強固な関係を構築するため、多様なサービスの提案営業や人的交流に取り組んでいます。さらに、同様のサービスの横展開を通して、他業種における大口顧客の開拓を行っています。

##### ③特定の製品・技術等への依存

###### i 中心となる技術の変化

当社の属する業界の技術分野は、凄まじいスピードで進歩し続けております。このような変化の中、当社は常に市場を先取りする形で技術への対応を図ってまいりました。今後とも、次代を担う技術を見据えたサービスの開発に常に取り組んでまいります。現在急速な普及が進んでいるiPhoneOSやAndroidOS、TizenOSベースのスマートフォン・タブレットへの対応などにより、当社にとっても新たなビジネス機会が生まれています。しかし、それと同時にこの変化の波に乗り遅れると将来的に案件を受託することが困難になることが予想されます。

## ii 競合

当社の位置している業界、すなわち、モバイル端末機器に技術や情報を提供する事業者は極めて多く、競争が激しい状況となっております。加えて、新規参入も相次いでおり、その実数を把握するのも困難な状況であります。

当社は、この競争の激しい業界の中で、無線LAN、経路探索、画像・映像配信、TVメタデータ配信などのコンテンツインフラの提供、生活に密着したコンテンツの提供、大手企業とのアライアンスによる事業展開などの戦略により、他社に対する高い参入障壁を築き上げていると認識しておりますが、今後、複数の企業が直接当社と競合する事業に参入してくる可能性は否定出来ません。その場合、競争の激化を招き、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

## iii 知的財産

当社の製品やサービスは、当社が自ら開発したもの他、他社の許諾を受けて使用している特許や技術、ソフトウェア、商標等を前提としております。当社はこれらの技術等の知的財産について、他の第三者の権利を侵害することなく製品やサービスの提供を行うことができるよう留意しております。しかしながら、これらの知的財産が他の第三者の権利を侵害した場合、もしくは他社からの技術供与・使用許諾を受けられなくなった場合、高額な権利使用料や損害賠償の請求を招きかねず、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、他社の製品やサービスと差別化できる技術とノウハウを蓄積してまいりましたが、営業上の理由等により知的財産としての十分な保護を受けられない場合があります。そのため、第三者が類似製品・サービス等を製造、販売するのを効果的に防止できない可能性があります。また、他社が、類似もしくはより優れた技術を開発した場合、当社の知的財産の価値が低下する可能性があります。

## ④優秀な人材の継続的な確保と育成

当社の経営基盤を安定化させるためには、提案営業力を強化し、獲得した案件において安定した利益を生み出すために、提案、技術、プロジェクト管理、品質管理などの優秀なスキルを持つ人材の確保が必須となります。当社では、これら人材の強化のため、優秀な人材の採用と社員の能力向上に努めておりますが、これらの施策に失敗し、もしくは優秀な人材が退職した場合、事業の継続に影響が生じる可能性があります。

## ⑤災害発生時の事業継続計画

大規模な自然災害や事故等が発生し、当社の設備・従業者に重大な損害が発生し、事業の継続が困難になる可能性があります。また、当社の事業ドメインであるモバイル端末を結ぶ情報ネットワークやデータセンターの情報・通信機器に重大な損害が生じる可能性があるほか、主要顧客が損害を被り事業計画の変更により当社への発注額を大幅に削減する可能性があります。

当社では、様々な事態を想定した事業継続計画により対応を行う予定ですが、想定外の事象の発生等により、対応が困難になる可能性があります。



## 5 【経営上の重要な契約等】

当社が締結する契約のうち重要なものは、以下のとおりであります。

### [取引先との重要な契約]

契約先名・契約名	契約内容	契約日	契約期間
株式会社ジェイアール東日本企画 「許諾契約」	当社の所有するJR版ソフト「JRトラベルナビゲータ」をパッケージ商品として、許諾地域において独占的に販売、頒布することを株式会社ジェイアール東日本企画に対して許諾する契約。	平成10年10月1日	期間満了日(平成13年9月30日)の3ヶ月前までに、いずれかの契約当事者が書面による契約終了の意思表示をなさない限り、2年間延長するものとし、以後も同様とする。

### [技術上の重要な契約]

契約先名・契約名	契約内容	契約日	契約期間
加藤誠巳 「技術顧問契約」	当社の開発・改良・販売するソフトウェア等の技術上の問題に関する技術顧問契約	平成13年4月1日	契約日から1年間。但し、契約満了日1ヶ月前にいずれかの当事者から更新しない旨の通知がなされない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
インフォメーション・サイエンス・システムズ株式会社及び加藤誠巳 「ソフトウェア利用許諾契約」	インフォメーション・サイエンス・システムズ株式会社及び加藤誠巳が所有するソフトウェア(プログラム、データベース、アルゴリズム等)の利用許諾に関する契約	平成13年5月28日	契約日より3年間。但し、契約満了日6ヶ月前までに両当事者間で契約終了の合意がなされない限り、以後2年間ごとに自動更新されるものとする。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたり、当社が採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 注記事項」に記載のとおりであります。なお、財務諸表には、将来に対する見積り等が含まれておりますが、これらは、有価証券報告書提出日現在における当社の判断によるものであります。このような将来に対する見積り等は、過去の実績や趨勢に基づき可能な限り合理的に判断したものであります。判断時には予期し得なかった事象等の発生により、結果とは異なる可能性があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当事業年度末における資産総額は、前事業年度末比354,701千円増加の1,215,946千円となりました。

当事業年度における財務諸表の流動資産の合計は、1,071,615千円であり、前事業年度末と比較して307,095千円増加いたしました。この増加の主な内容は、売掛金の増加312,205千円によるものであります。

当事業年度における財務諸表の固定資産の合計は、144,330千円であり、前事業年度末と比較して47,606千円増加いたしました。この増加の主な内容は、建物の増加31,720千円、差入保証金の増加22,330千円によるものであります。

#### (負債)

当事業年度の負債合計は401,658千円であり、前事業年度末と比較して297,731千円増加いたしました。

当事業年度における財務諸表の流動負債の合計は、385,447千円であり、前事業年度末と比較して290,508千円増加いたしました。この増加の主な内容は、買掛金の増加209,717千円、未払金の増加65,957千円によるものであります。

#### (純資産)

当事業年度における財務諸表の純資産の合計は、814,287千円であり、前事業年度末と比較して56,969千円増加いたしました。この増加の内容は、利益剰余金の増加56,969千円によるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」をご参照下さい。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は49,127千円で、その主なものといたしましては、建物、工具、器具及び備品であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)
				建物	工具、器具及び備品	合計	
本社	東京都千代田区	ナビゲーション事業	OA機器等	—	4,476	4,476	13(2)
本社	東京都千代田区	クロスメディア事業	OA機器等	—	309	309	31(2)
本社	東京都千代田区	モニタリング事業	OA機器等	—	3,938	3,938	5(0)
本社	東京都千代田区	全社(共通)	附属設備、OA機器等	33,654	6,059	39,713	5(0)

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	126,500
計	126,500

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,108	32,108	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	(注1)
計	32,108	32,108	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は、単元株制度を採用しておりません。

2 「提出日現在発行数」には、平成25年6月1日以降提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使含む)により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成15年6月18日)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	59(注1)	59(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59(注1)	59(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 136,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成25年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,000 資本組入額 68,000	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ その他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数264個から、行使もしくは退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を205個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は264株から59株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成16年6月24日)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	260(注1)	260(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260(注1)	260(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 486,203	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 486,203 資本組入額 243,102	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数300個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を40個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は300株から260株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成17年6月23日)

取締役会決議日(平成17年9月9日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 328,514	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 328,514 資本組入額 164,257	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。) ② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。) ③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、買入れその他の処分をした場合。 ⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。) ⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日（平成17年11月21日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数(個)	262(注1)	262(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262(注1)	262(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 244,755	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 244,755 資本組入額 122,378	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。） ② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。） ③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。） ④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、買入れその他の処分をした場合。 ⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。） ⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数264個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を2個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は264株から262株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。



取締役会決議日（平成18年5月22日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数(個)	234(注1)	234(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234(注1)	234(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 304,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304,000 資本組入額 152,000	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。 ② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。 ③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。 ④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。 ⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数236個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を2個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は236株から234株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次頁の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年3月19日 (注)	△0.55	32,108	—	1,854,247	—	1,480,389

(注) 自己株式(端株)の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	1	11	22	6	3	3,517	3,560	—
所有株式数(株)	0	934	1,661	800	469	24	28,220	32,108	—
所有株式数 の割合(%)	0.00	2.90	5.17	2.49	1.46	0.07	87.88	100.00	—

(注) 1 自己株式9株は、「個人その他」に含まれております。

2 当社には、証券保管振替機構名義の株式はありません。

## (7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
杉野 文則	東京都文京区	2,389	7.44
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	934	2.90
白井 弘子	東京都練馬区	600	1.86
浅野 文威	東京都江戸川区	570	1.77
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	443	1.37
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4-1	443	1.37
清水 和美	長野県長野市	439	1.36
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	310	0.96
能本 康史	東京都太田区	302	0.94
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	299	0.93
計	—	6,729	20.95

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,099	32,099	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	32,108	—	—
総株主の議決権	—	32,099	—

(注) 当社には、証券保管振替機構名義の株式はありません。

## ② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビーマップ	東京都千代田区内神田二丁目12番 5号	9	—	9	0.02
計	—	9	—	9	0.02

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員並びに顧問に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月18日、平成16年6月24日及び平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月18日の株主総会特別決議	平成16年6月24日の株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役、従業員並びに顧問43名	当社の従業員35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

決議年月日	平成17年6月23日の株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役並びに従業員44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	9	—	9	—

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当期においては会社法第461条の計算に基づく剰余金の分配可能額がないため、残念ながら配当ができる状況にありません。今後につきましては、利益剰余金のマイナスを解消するよう全力を挙げて損益改善に取り組み、なるべく早期に剰余金配当を実施したいと考えております。

### 4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	66,100	23,600	24,000	25,500	133,500
最低(円)	11,410	10,060	7,950	9,520	12,800

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ヘラクレス(グロース)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	29,400	26,450	33,250	34,400	71,400	133,500
最低(円)	22,180	23,000	23,200	26,150	31,950	63,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	杉野文則	昭和38年1月25日生	昭和62年4月 平成5年10月 平成10年9月 平成20年6月 平成24年6月	日本油脂株式会社入社 株式会社ランワールド出向 当社設立、代表取締役社長就任 当社取締役会長就任 当社代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	2,389
取締役	経営管理 部長	大谷英也	昭和42年4月26日生	平成3年4月 平成13年3月 平成15年9月 平成18年6月 平成22年4月 平成25年6月	富士通株式会社入社 ジャパンケーブルネット株式会社出向 当社入社 当社社長室長 当社経営管理部長（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 3	50
取締役	—	川内武	昭和14年4月21日生	昭和38年4月  平成2年6月 平成4年6月 平成7年4月 平成11年7月 平成17年6月 平成18年6月 平成21年6月 平成25年6月	日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 栃木電気通信部長 経営企画部担当部長 など 日本電信電話株式会社 理事 I S D N 推進部長 日本電信電話株式会社 取締役就任 N T T 中央パーソナル通信網株式会社 代表取締役社長就任 社団法人電気通信協会（現 一般社団法人電気通信協会）専務理事就任 日本情報通信コンサルティング株式会社 代表取締役会長就任 シーキューブ株式会社 監査役就任 日本情報通信コンサルティング株式会社 取締役相談役就任 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	岩淵弘之	昭和19年8月7日生	昭和43年4月 昭和62年4月  平成14年9月 平成15年6月 平成17年6月 平成23年6月 平成25年6月	日本国有鉄道入社 民営化により 東日本旅客鉄道株式会社入社 横浜支社営業部長、横浜駅長、 東京支社営業部長など 株式会社ジェイアール東日本企画入社 株式会社ジェイアール東日本企画 取締役就任 株式会社ジェイアール東日本企画 常務取締役就任 株式会社ジェイアール東日本企画 顧問就任 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	藪田真次郎	昭和25年2月23日生	昭和49年4月 平成18年2月  平成19年4月 平成21年2月 平成21年6月	味の素株式会社入社 社団法人日本広告主協会（現 社団法人日本アドバイザーズ協会）web広告研究会 代表幹事就任 味の素株式会社 広告部 WEB企画グループ ホームページ担当部長 社団法人日本アドバイザーズ協会 web広告研究会 顧問就任 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	常勤	小山 信行	昭和36年3月23日生	昭和58年4月 平成3年3月	宝印刷株式会社 入社 日本インベストメント・ファイナンス株式会社 (現 大和企業投資株式会社) 入社	(注) 4	—
				平成12年8月	株式会社ビーアイ・ネットワーク設立、取締役副社長就任		
				平成16年12月	パラカ株式会社 監査役就任		
				平成21年4月	個人事業主 (プロリードコンサルティング) (現任)		
				平成22年3月 平成22年7月 平成24年6月	日本ガーター株式会社 監査役就任 株式会社ファンデリー 取締役就任 当社監査役就任 (現任)		
監査役	—	小林 義典	昭和40年1月11日生	平成元年10月 平成5年3月 平成5年6月 平成8年7月 平成10年4月 平成11年11月 平成20年6月	太田昭和監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入所 公認会計士登録 税理士登録 小林義典公認会計士事務所開設 (現任) 株式会社テレフォニー (現 株式会社TREE) 監査役就任 (現任) 株式会社ステージバンド 監査役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	小林 弘樹	昭和44年11月24日生	平成4年4月 平成10年6月 平成20年7月 平成21年12月 平成23年8月 平成24年6月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 大阪府警察本部 財務捜査官 就任 株式会社フィット 入社 株式会社フィット 取締役就任 株式会社アキュレートアドバイザーズ設立 代表取締役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
計							2,439

- (注) 1 取締役川内武、岩淵弘之及び梶田眞次郎の3氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役小山信行、小林義典及び小林弘樹の3氏は、社外監査役であります。
- 3 平成25年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 4 平成24年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 5 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
梅澤 和浩	昭和44年3月29日生	平成4年4月 平成8年8月 平成9年8月 平成11年8月 平成15年5月 平成21年6月	ペプシコ・インク日本支社 入社 株式会社マウンティン入社 社会保険労務士登録 社会保険労務士事務所 開設 社会保険労務士法人C・プレイス設立 代表社員就任 (現任) 当社補欠監査役就任 (現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

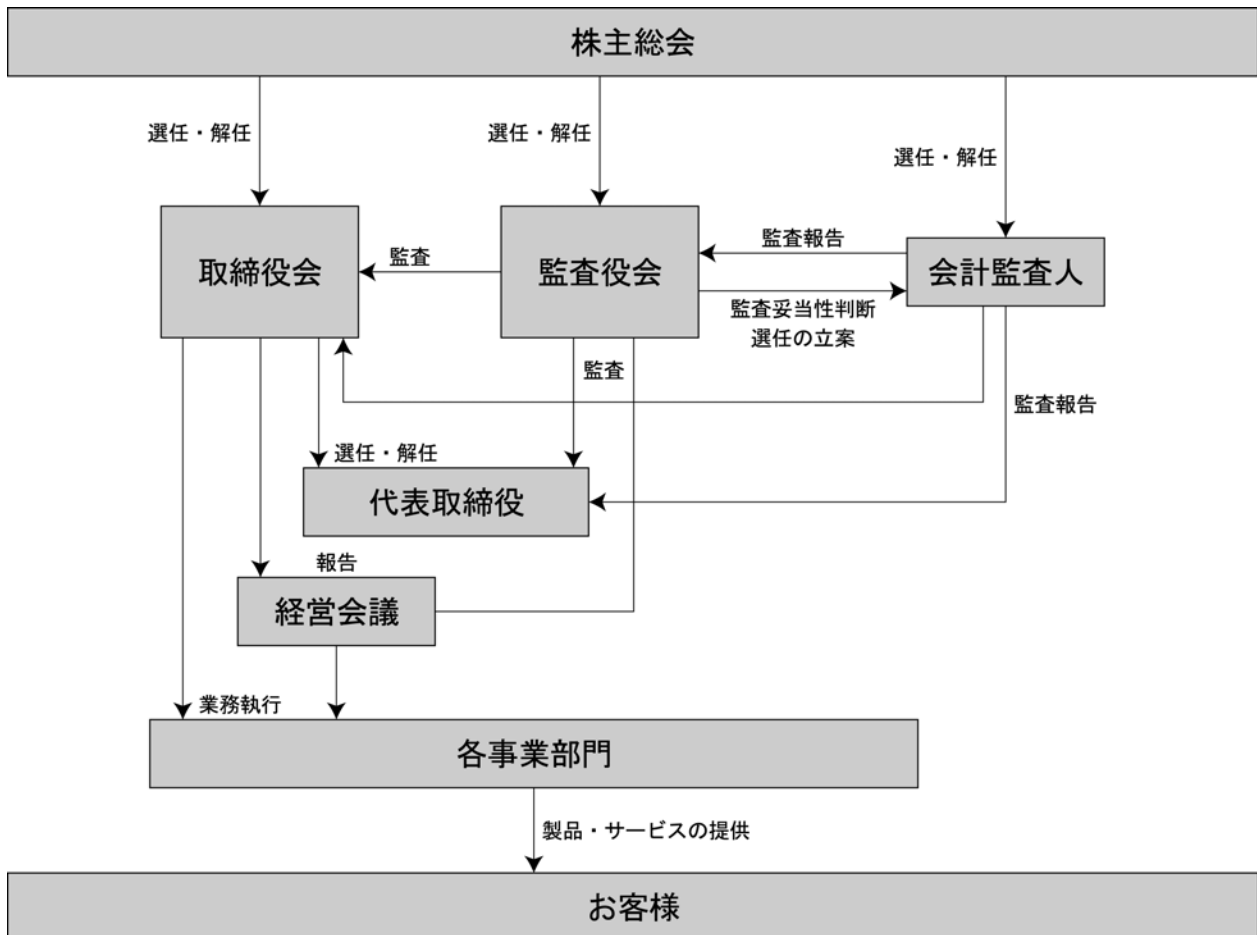
#### ① 企業統治の体制

##### イ. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会・監査役会・会計監査人を設置しております。当社の規模、事業内容に照らし、迅速な意思決定と適切な牽制機能を考慮した結果、かかる統治体制を選択いたしました。

##### ロ. 会社の機関・内部統制の関係

会社の機関・内部統制の関係は次のとおりであります。



##### ハ. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

経営の意思決定機関であります取締役会は、取締役5名（うち3名は社外取締役）から構成されており、原則として毎月1回開催しております。取締役会では、経営に関する重要事項及び月々の経営成績に関する達成度と今後の方針・対策を討議しております。

当社監査役会は、監査役3名から構成されており、1名は常勤監査役、2名は非常勤監査役であります。当社は社外監査役を含めた監査体制が経営監視機能として有効と判断し、監査役3名が社外監査役であります。

また、取締役・幹部従業員らで構成する経営会議を毎週月曜日に開催しており、企業経営の効率性を向上するために、各部門における業務執行に関する方針及び施策を決定し、その実施状況を報告させるとともに、事業等の進捗・与信・環境等に関する情報を共有し、たえずリスクに対する管理機能を有しております。

当社経営に関する重要事項は、重要度に応じ、取締役会又は経営会議に必ず上程され、複数の者により検討を行うことで、相互牽制を図っております。



また、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、これに基づき、社内規程・業務フロー等の整備・運用を行っております。

## 二. リスク管理体制の整備状況

毎月1回開催する取締役会及び毎週開催する経営会議において、環境、事業の進捗と収益性、予実対比、リスク等に関する情報を共有し、問題点を発見した場合は、速やかにこれらの会議において対策を講じております。

緊急時においては、危機管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部が統括して危機管理にあたるとともに、対応内容等について、随時、取締役会または経営会議に報告することとしております。

上記の他、リスク管理規程に基づき、四半期毎に1回以上リスク管理委員会を開催し、内外の状況に応じたリスク分析・対応策の検討を行い、取締役会に報告しております。

## ② 内部監査及び監査役監査

取締役会、経営会議には最低1名以上の監査役が必ず出席し、適法かつ健全なる会社経営を行っているか否かという観点から、取締役を監視しております。監査役は常時社内を監視できる状況にあり、重要書類の吟味も十分に行われていると認識しております。

常勤監査役と内部監査部門（社長直轄・1名）は、月1回の定例ミーティングを開催し、業務監査の内容を確認・報告しており、更には会計監査人と四半期ごとに定例ミーティングを行い、監査計画や監査実施状況の報告等、随時情報の交換を行うことで相互の関係を高めております。

なお、社外監査役の小林義典氏は、税理士・公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の川内武氏は、当社の事業分野と関連の深い通信などの企業において、長年にわたり経営者を務めており、豊富な経験と幅広い知識をもとに当社の経営を監視し、アドバイスする立場として適任と考え、選任しております。社外取締役の岩渕弘之氏は、当社の事業分野と関連の深い鉄道などの企業において、長年にわたり経営者を務めており、豊富な経験と幅広い知識をもとに当社の経営を監視し、アドバイスする立場として適任と考え、選任しております。社外取締役の棗田眞次郎氏は、インターネット・モバイル関連に造詣が深く、当社事業を外から監視し、アドバイスする立場として適任と考え、選任しております。また、棗田眞次郎氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指名し、株式会社大阪証券取引所に届け出ております。

社外監査役の小山信行氏は、上場・開示・コンプライアンス等のコンサルティング業として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かす立場として適任と考え、選任しております。社外監査役の小林義典氏は、税理士・公認会計士の資格を有し、財務会計に関する高い知見を持つ者であり、客観的な立場から経営監視と助言を期待し、選任しております。社外監査役の小林弘樹氏は、不正に関わる捜査・調査の専門的な知識・経験等をもとに、コンプライアンス等の専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかす立場として適任と考え、選任しております。また、小林弘樹氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指名し、株式会社大阪証券取引所に届け出ております。

なお、社外監査役の小林義典氏は、当社との間に人的関係、資金的関係はありませんが、小林秀行税理士事務所にも所属しており、同事務所は当社と税務顧問契約を締結しております。

社外取締役3名及び小林義典氏を除く社外監査役2名と当社との間に、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準及び方針については、特に定めておりません。

④ 役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬額の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
取締役	34,140千円	34,140千円	—	—	6名
(うち社外取締役)	(3,840千円)	(3,840千円)	—	—	(2名)
監査役	8,400千円	8,400千円	—	—	5名
(うち社外監査役)	(6,900千円)	(6,900千円)	—	—	(4名)
合計	42,540千円	42,540千円	—	—	10名

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、基本報酬は年額50,000千円以内、業績連動報酬は年額30,000千円以内、ストックオプションが年額12,000千円以内（社外取締役は内数として2,000千円以内）であります。（平成19年6月21日第9期定時株主総会決議、平成25年6月26日第15期定時株主総会決議）
2. 監査役の報酬限度額は、基本報酬が年額15,000千円以内、ストックオプションが年額3,000千円以内であります。（平成18年6月22日第8期定時株主総会決議、平成25年6月26日第15期定時株主総会決議）
3. 浅賀英雄氏は、平成24年6月27日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任いたしました。
4. 籠浦光氏は、平成24年6月27日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任し、同日取締役へ就任いたしました。
5. 平野彰氏は、平成24年6月27日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
6. 平成25年6月26日に、当事業年度に係る業績連動報酬として、6,464千円を取締役1名に支給いたしました。これを加えると、当事業年度に係る取締役の報酬総額は40,604千円、役員の報酬総額は49,005千円となります。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者がおりませんので記載を省略しております。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役報酬は、基本報酬が年額50,000千円、業績連動報酬が年額30,000千円、ストックオプションが年額12,000千円（社外取締役は内数として2,000千円）を上限として、また、監査役報酬は、基本報酬が年額15,000千円、ストックオプションが年額3,000千円を上限として、それぞれ決定しております。

取締役報酬のうち基本報酬については上記上限額の範囲内において、役員規程等に従い、取締役会決議により個別の報酬額を決定し、監査役報酬のうち基本報酬についても上記上限額の範囲内において、監査役会決議により個別の報酬額を決定しております。

取締役報酬のうち業績連動報酬については、以下により決定することとしております。

当社は平成19年6月21日開催の第9期定時株主総会において、業務執行取締役に対する業績連動報酬の導入が決議され、平成25年6月26日開催の第15期定時株主総会において、その内容の一部変更が決議されました。その計算方法は以下のとおりであります。

<業績連動報酬の具体的計算方法>

A. 計算方法

$$\text{業績連動報酬} = \frac{\text{連結税引前純利益} \times 10\% \times \text{各取締役のポイント}}{\text{(または税引前当期純利益)} \quad \text{取締役のポイント合計}}$$

B. 取締役の役職別ポイント及び人数

役職	ポイント	取締役の数	ポイント計
代表取締役社長	100	1名	100
専務取締役	60	0名	0
常務取締役	50	0名	0
取締役（業務執行者）	40	1名	40
合計	—	2名	140

C. 留意事項

- 支給の対象となる取締役は、会社法第363条第1項に定める取締役であり、事業年度末に在任する者とします。
- 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」とは連結税引前純利益（または税引前当期純利益）（該当役員に係る業績連動報酬計上前）とします。

- ・ 法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は3,000万円を限度とします。
- ・ 計算の結果、一万円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとします。
- ・ 取締役の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分は含まないものといたします。  
取締役報酬のうちストックオプションについては、上記上限額の範囲内において取締役会決議により個別の報酬額を決定することとしております。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 4銘柄

貸借対照表計上額の合計額 4,115千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況

会計監査人は東陽監査法人であります。監査の過程を通じ、内部管理体制の弱点に関する指摘及び指導を受けております。

また、監査結果及び指摘等に関する報告についても、報告会により十分説明を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は東陽監査法人に所属する吉田岳司氏、高木康行氏であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名及びその他1名であります。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

A. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己の株式を取締役会の決議で取得することができる旨定款に定めております。

B. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

C. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
13,333	—	10,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する監査報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、前事業年度においては、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、個別キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については東陽監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、以下の通り財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	536,038	441,589
受取手形	—	2,835
売掛金	173,262	485,468
仕掛品	31,758	124,526
原材料	10,622	5,736
前払費用	8,527	7,052
未収入金	247	112
その他	4,062	4,293
流動資産合計	764,519	1,071,615
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,711	33,654
減価償却累計額	△2,777	—
建物（純額）	1,933	33,654
工具、器具及び備品	63,309	70,011
減価償却累計額	△53,622	△55,227
工具、器具及び備品（純額）	9,686	14,784
有形固定資産合計	11,620	48,438
無形固定資産		
商標権	319	227
ソフトウェア	5,429	2,557
電話加入権	434	434
無形固定資産合計	6,183	3,219
投資その他の資産		
投資有価証券	12,851	4,115
長期前払費用	2,187	1,415
差入保証金	35,515	57,846
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	27,866	26,195
その他	500	3,100
投資その他の資産合計	78,921	92,672
固定資産合計	96,724	144,330
資産合計	861,244	1,215,946

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	50,835	260,552
未払金	18,362	84,320
未払費用	1,353	1,997
未払法人税等	6,140	13,830
未払消費税等	7,274	7,932
前受金	4,277	4,207
預り金	6,079	6,141
役員賞与引当金	—	6,464
その他	615	—
流動負債合計	94,938	385,447
固定負債		
資産除去債務	8,177	11,900
繰延税金負債	811	4,311
固定負債合計	8,988	16,211
負債合計	103,927	401,658
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,854,247	1,854,247
資本剰余金		
資本準備金	1,480,389	1,480,389
資本剰余金合計	1,480,389	1,480,389
利益剰余金		
利益準備金	600	600
その他利益剰余金		
別途積立金	2,020	2,020
繰越利益剰余金	△2,577,956	△2,520,986
利益剰余金合計	△2,575,336	△2,518,366
自己株式	△1,982	△1,982
株主資本合計	757,317	814,287
純資産合計	757,317	814,287
負債純資産合計	861,244	1,215,946



## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	1,008,460	1,273,871
売上原価		
当期製品製造原価	692,117	788,658
売上総利益	316,342	485,213
販売費及び一般管理費		
役員報酬	49,619	42,540
役員賞与引当金繰入額	—	6,464
給料手当及び賞与	156,949	171,060
法定福利費	23,455	26,648
支払手数料	48,422	33,827
減価償却費	4,296	5,819
消耗品費	9,860	22,141
その他	77,929	101,966
販売費及び一般管理費合計	370,533	410,468
営業利益又は営業損失(△)	△54,190	74,744
営業外収益		
受取利息	1,661	1,488
受取保険料	—	1,713
貸倒引当金戻入額	320	—
償却債権取立益	367	—
雑収入	144	40
営業外収益合計	2,494	3,242
経常利益又は経常損失(△)	△51,696	77,987
特別利益		
子会社株式売却益	99	—
関係会社株式売却益	3,121	—
特別利益合計	3,221	—
特別損失		
減損損失	※2 11,421	—
固定資産除却損	※1 209	—
投資有価証券評価損	8,999	8,736
特別損失合計	20,630	8,736
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△69,105	69,250
法人税、住民税及び事業税	2,290	8,781
法人税等調整額	△423	3,499
法人税等合計	1,866	12,280
当期純利益又は当期純損失(△)	△70,971	56,969

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		234,236	32.4	316,139	35.9
II 労務費		149,971	20.7	160,013	18.2
III 外注費		274,858	38.0	336,124	38.1
IV 経費		64,710	8.9	69,148	7.8
当期総製造費用		723,775	100.0	881,426	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,373		31,758	
合計		726,149		913,185	
期末仕掛品たな卸高		31,758		124,526	
他勘定振替		2,272		—	
当期製品製造原価		692,117		788,658	

(注) 1 原価計算の方法

プロジェクト別に個別原価計算を行っています。

2 他勘定振替は、主にソフトウェア勘定への振替です。

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,854,247	1,854,247
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,854,247	1,854,247
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	1,480,389	1,480,389
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,480,389	1,480,389
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	1,480,389	1,480,389
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,480,389	1,480,389
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	600	600
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	600	600
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	2,020	2,020
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,020	2,020
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	△2,506,985	△2,577,956
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△70,971	56,969
当期変動額合計	△70,971	56,969
当期末残高	△2,577,956	△2,520,986
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	△2,504,364	△2,575,336
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△70,971	56,969
当期変動額合計	△70,971	56,969

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31 日)
当期末残高	△2,575,336	△2,518,366
自己株式		
当期首残高	△1,982	△1,982
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△1,982	△1,982
株主資本合計		
当期首残高	828,289	757,317
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△70,971	56,969
当期変動額合計	△70,971	56,969
当期末残高	757,317	814,287
純資産合計		
当期首残高	828,289	757,317
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△70,971	56,969
当期変動額合計	△70,971	56,969
当期末残高	757,317	814,287

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	69,250
減価償却費	17,549
売上債権の増減額 (△は増加)	△315,041
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△87,881
仕入債務の増減額 (△は減少)	209,717
未払金の増減額 (△は減少)	57,780
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,464
受取利息及び受取配当金	△1,488
投資有価証券評価損益 (△は益)	8,736
その他	5,871
小計	△29,040
利息及び配当金の受取額	1,488
法人税等の支払額	△3,870
営業活動によるキャッシュ・フロー	△31,422
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	100,000
有形固定資産の取得による支出	△34,389
無形固定資産の取得による支出	△2,837
貸付けによる支出	△1,360
貸付金の回収による収入	2,767
敷金及び保証金の差入による支出	△24,607
その他	△2,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,972
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,550
現金及び現金同等物の期首残高	236,038
現金及び現金同等物の期末残高	※ 241,589

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法によっております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 原材料

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～8年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の工事

工事完成基準

## 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 7. その他財務諸表作成のための重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

### (会計方針の変更)

#### (減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益に与える影響は軽微であります。

### (表示方法の変更)

#### (損益計算書)

前事業年度において販売費及び一般管理費の「その他」に含めておりました「消耗品費」は販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書において、販売費及び一般管理費の「その他」に表示していた87,790千円は、「消耗品費」9,860千円、「その他」77,929千円として組み替えております。

### (会計上の見積りの変更)

当社は、平成24年11月22日開催の取締役会において、事業所を移転することを決定いたしました。当該移転に伴い、利用不能となる資産について、当事業年度の第3四半期会計期間より耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、移転前の事業所の不動産賃借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた差入保証金についても、償却に係る合理的な期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益に与える影響は軽微であります。

### (貸借対照表関係)

## 1 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(株) デンソー コミュニケーションズ	19,285千円	同左

(損益計算書関係)

※1 有形固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
工具、器具及び備品	209千円	一千円
計	209千円	一千円

※2 減損損失

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(1) 資産のグルーピングの方法

当社は管理会計上、製品や市場の類似性等を勘案して資産のグルーピングを実施しております。

(2) 減損を認識した資産

減損を認識した資産のグループ概要

用途	モニタリング事業	
場所	東京都文京区	
種類	工具、器具及び備品・ソフトウェア	
減損損失額	工具、器具及び備品	3,082千円
減損損失額	ソフトウェア	8,338千円
	計	<u>11,421千円</u>

(3) 減損損失の認識に至った経緯

市場環境が悪化し短期間での業績の回復が困難であるため、減損損失を認識しております。

(4) 回収可能性の算定方法

使用価値により算定しており、その割引率は0.15%を使用しております。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9	—	—	9

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	32,108	—	—	32,108

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9	—	—	9

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金	441,589千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,000 〃
現金及び現金同等物	241,589千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)において、該当事項はありません。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組指針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に株式発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の非上場株式であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社では外貨建の営業債権債務はありません。投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注）2. 参照）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	536,038	536,038	-
(2) 売掛金	173,262	173,262	-
資産計	709,301	709,301	-
(1) 買掛金	50,835	50,835	-
(2) 未払金	18,362	18,362	-
(3) 未払法人税等	6,140	6,140	-
負債計	75,337	75,337	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引は該当ありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	441,589	441,589	-
(2)受取手形	2,835	2,835	-
(3)売掛金	485,468	485,468	-
資産計	929,893	929,893	-
(1)買掛金	260,552	260,552	-
(2)未払金	84,320	84,320	-
(3)未払法人税等	13,830	13,830	-
負債計	358,703	358,703	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引は該当ありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
非上場株式	12,851	4,115

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、時価の算定は行っておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	536,038	—	—	—
売掛金	173,262	—	—	—
合計	709,301	—	—	—

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	441,589	—	—	—
受取手形	2,835	—	—	—
売掛金	485,468	—	—	—
合計	929,893	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
その他有価証券			
非上場株式	12,851	12,851	—
合計	12,851	12,851	—

減損処理を行った投資有価証券

当事業年度において、投資有価証券について8,999千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
その他有価証券			
非上場株式	4,115	4,115	—
合計	4,115	4,115	—

減損処理を行った投資有価証券

当事業年度において、投資有価証券について8,736千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)において、当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)において、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名 監査役2名 従業員13名 顧問2名	取締役4名 監査役2名 従業員34名 顧問3名	従業員35名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 122	普通株式 264	普通株式 300
付与日	平成14年6月28日	平成15年6月30日	平成17年5月20日
権利確定条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年7月1日から 平成24年5月31日まで	平成17年7月1日から 平成25年5月31日まで	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで

決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名	取締役9名 監査役3名 従業員30名	取締役9名 監査役3名 従業員31名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 500	普通株式 264	普通株式 236
付与日	平成17年9月16日	平成17年11月25日	平成18年5月24日
権利確定条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。)</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。)</p> <p>③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。)</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。)</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。)</p> <p>③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。)</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。)</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。)</p> <p>③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。)</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで

(注1) 付与対象者の区分及び人数は付与時の区分及び人数であります。

(注2) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
権利確定前			
前事業年度末(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前事業年度末(株)	46	59	260
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	46	—	—
未行使残(株)	—	59	260

決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
権利確定前			
前事業年度末(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前事業年度末(株)	500	262	234
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	500	262	234

② 単価情報

決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
権利行使価格(円)	379,208	136,000	486,203
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
権利行使価格(円)	328,514	244,755	304,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未払事業税	1,478千円	2,304千円
役員賞与引当金	—	2,457千円
棚卸資産	—	787千円
未払金	—	3,471千円
投資有価証券	36,711千円	38,024千円
貸付金	31,541千円	31,541千円
有形固定資産	2,067千円	1,502千円
無形固定資産	8,243千円	1,907千円
未払費用	514千円	553千円
資産除去債務	2,914千円	4,241千円
繰越欠損金	673,191千円	636,873千円
繰延税金資産小計	756,662千円	723,663千円
評価性引当額	△756,662千円	△723,663千円
繰延税金資産合計	—	—

(繰延税金負債)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産除去債務に対応する除去費用	△811千円	△4,311千円
繰延税金負債合計	△811千円	△4,311千円
差引：繰延税金資産純額	△811千円	△4,311千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)		38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。	6.8%
住民税均等割等		3.5%
評価性引当金の増減		△30.2%
その他		△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		17.7%



(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	8,090千円	8,177千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— "	11,900 "
時の経過による調整額	86 "	265 "
資産除去債務の履行による減少額	— "	△8,443 "
期末残高	8,177千円	11,900千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は本社に事業本部・管理部門を置き、包括的な戦略を立案し、事業計画を展開しております。従って、当社は事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「ナビゲーション事業」、「クロスメディア事業」、「モニタリング事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ナビゲーション事業」：交通関連、移動体向けのインフラ提供事業

「クロスメディア事業」：無線LAN事業、メタデータ・TV関連

「モニタリング事業」：画像配信システム事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表 計上額 (注2)
	ナビゲーション事業	クロスメディア事業	モニタリング事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	246,546	838,302	189,022	1,273,871	—	1,273,871
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	246,546	838,302	189,022	1,273,871	—	1,273,871
セグメント利益	49,760	93,747	12,707	156,214	△81,470	74,744
セグメント資産	132,008	443,278	54,289	629,576	586,370	1,215,946
その他の項目						
減価償却費	9,162	335	1,823	11,321	6,228	17,549
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,513	—	5,761	10,275	38,851	49,127

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額△81,470千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額586,370千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額38,851千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンド プラットフォーム株式会社	780,713	クロスメディア事業
株式会社ジェイアール東日本企画	238,409	ナビゲーション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	杉野 文則	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 7.4	金銭の貸付	貸付金の返済	2,063	その他(流動 資産)	2,133
									株主、役員 又は従業員 に対する長期 貸付金	25,732
							貸付金利息	1,259	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利・返済方法等の取引条件については従業員貸付規程等を参考に設定したうえで、当取引については取締役会決議（当該取締役を除く）により決定しております。

返済については、貸付時の返済計画どおり毎月の役員報酬より控除しており、現時点で回収上の支障は発生しておりません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	23,593円 18銭	25,368円 00銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失金額（△）	△2,211円 03銭	1,774円 82銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載を省略しております。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載を省略しております。

（注） 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失（△） （千円）	△70,971	56,969
普通株主に帰属しない金額 （千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△） （千円）	△70,971	56,969
普通株式の期中平均株式数(株)	32,099	32,099
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権等6種類(新株予約権の目的となる株式の数1,361株)。	新株予約権等6種類(新株予約権の目的となる株式の数1,361株)。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	757,317	814,287
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	757,317	814,287
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	32,099	32,099

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	4,711	33,654	4,711	33,654	—	1,933	33,654
工具、器具及び備品	63,309	12,635	5,933	70,011	55,227	7,537	14,784
有形固定資産計	68,020	46,289	10,644	103,665	55,227	9,471	48,438
無形固定資産							
商標権	920	—	—	920	692	92	227
実用新案権	709	—	—	709	709	—	—
ソフトウェア	73,652	2,837	—	76,490	73,932	5,709	2,557
電話加入権	434	—	—	434	—	—	434
無形固定資産計	75,716	2,837	—	78,554	75,334	5,801	3,219
長期前払費用	4,828	—	—	4,828	3,412	771	1,415

(注) 当期増減額のうち主なものは、次のとおりであります。

増加：建物	本社移転に伴う間仕切等の設置 資産除去債務	21,754千円 11,900千円
工具、器具及び備品	本社移転に伴う什器等の取得 サーバ等の取得	4,790千円 7,845千円
ソフトウェア	OSバージョンアップ費用等	2,430千円
減少：建物	本社移転に伴う間仕切等の除却	4,711千円
工具、器具及び備品	サーバ等の除却	5,933千円

【社債明細表】

該当事項はございません

【借入金等明細表】

該当事項はございません

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員賞与引当金	—	6,464	—	—	6,464

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に 伴う原状回復義務	8,177	12,165	8,443	11,900

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	40
預金の種類	
普通預金	241,548
定期預金	200,000
小計	441,548
合計	441,589

②受取手形

相手先内訳

相手先	金額(千円)
株式会社弘垂社	2,835
合計	2,835

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成25年7月満期	2,835
合計	2,835

③売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	309,697
株式会社ジェイアール東日本企画	122,450
株式会社ゼンショーホールディングス	30,025
日本通信ネットワーク株式会社	3,722
株式会社三光マーケティングフーズ	3,271
その他	16,300
合計	485,468

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
173,262	1,337,565	1,025,359	485,468	67.9	89

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

④ 原材料

区分	金額(千円)
通信機器	5,735
その他	0
計	5,736

⑤ 仕掛品

区分	金額(千円)
ソフトウェア	124,526
計	124,526

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
ユニアデックス株式会社	216,709
富士ソフト株式会社	11,251
日本シー・エー・ディー株式会社	8,179
ゴールデン・マイクロ・システムズ株式会社	4,993
株式会社スマートソフトウェア	4,410
その他	15,008
合計	260,552

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
エムシーオー株式会社	31,061
東京富山会館ビル	8,887
文京社会保険事務所	5,832
三井不動産ビルマネジメント株式会社	5,745
関東ITソフトウェア健康保険組合	3,336
その他	29,457
合計	84,320

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

	第1四半期 累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	第2四半期 累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	第3四半期 累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	第15期 事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売上高(千円)	176,515	423,208	738,069	1,273,871
税引前四半期 (当期)純利益金額又は 税引前四半期純損失 金額(△)(千円)	△32,084	△22,270	3,712	69,250
四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失 金額(△)(千円)	△32,589	△23,279	2,420	56,969
1株当たり四半期(当 期)純利益金額又は1 株当たり四半期純損失 金額(△)(円)	△1,015.29	△725.26	75.39	1,774.82

	第1四半期 会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	第2四半期 会計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)	第3四半期 会計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	第4四半期 会計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期(当 期)純利益金額又は1 株当たり四半期純損失 金額(△)(円)	△1,015.29	290.03	800.65	1,699.43

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.bemap.co.jp/">http://www.bemap.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第15期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月10日関東財務局長に提出。

第15期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月9日関東財務局長に提出。

第15期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 平成24年6月28日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書

上記(1)事業年度 第14期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書 平成25年2月8日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社ビーマップ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳司 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 康行 ㊞

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビーマップの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社ビーマップが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。